

# 田村市給与型奨学資金について（お知らせ）

田村市教育委員会から給与型奨学資金について下記のとおり、お知らせがありました。申請を希望する学生は学生支援係まで申し出てください。必要提出書類をお渡しいたします。

【締切：令和6年1月31日（水）】

## 記

【奨学資金を利用できる方】※全てに該当。

- ①大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校（4・5年生に限る）に在学または入学予定であり、品行が正しく学術に優れ、身体が健康である方。
- ②本人が市内に引き続き3年以上住所を有している方。（大学等入学まで引き続き3年以上市内に住所を有していた方。）
- ③保護者が市内に引き続き3年以上住所を有している方。
- ④経済的理由により修学が困難と認められる方。（非課税世帯）
- ⑤国、県、他の団体から同種の資金の給与を受けていない方。
- ⑥市税等の滞納がない方。